

# SOS サポートメール

## 要注意！「お試し」「1回だけ」のつもり が定期購入に！！

### <今回の相談事例>

インターネットの通信販売で、ダイエットサプリをお試し価格の500円で購入した。1回だけ試すつもりで注文したはずが、同じ商品が翌月も送られて、今度は5千円以上の請求書も一緒に同封されていた。慌てて広告をもう一度確認したところ「4回以上の定期購入が条件」と書かれていた。申し込む時には気づかなかったが、定期購入しないといけないのか。（10代女性）

### 【アドバイス】

#### ●通信販売にはクーリング・オフの適用はありません。

今回の事例は通信販売なので、クーリング・オフの適用はできません。解約できるかどうかは業者が、ホームページの広告や最終確認画面に記載している内容に従うこととなります。したがって、「解約は4回目から」等の記載があれば、定期購入の契約をすぐに解約することは原則できません。

#### ●未成年者が親等の同意を得ずにした契約は取り消すことができます。

未成年者が、親等法定代理人の同意を得ずにした契約は取り消すことができます。この場合、商品などを開封していても、現に残っている商品を返品すればよいとされています。

#### ●契約内容等は事前に確認しましょう。

「お試し価格〇〇〇円」「送料のみ」などと表示されていても、定期購入の契約が条件となっている場合があります。商品注文の前には定期購入になっていないかなど、契約内容をしっかり確認しましょう。



まもりん



みもりん

### 二セ電話詐欺に要注意！

戸 畑【ウェルとばた7F】	☎861-0999
門 司【門司区役所東棟1F】	☎331-8383
小倉北【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南【小倉南区役所3F】	☎951-3610
若 松【若松区役所2F】	☎761-5511
八幡東【八幡東区役所本館2F】	☎671-3370
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

消費者ホットライン ☎188いやや! (あなたの地域の消費生活センターにつながります)